

京都市告示第 424号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年1月5日

京都市長 梶本頼兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
六軒町通	中京区西ノ京星池町18番地の1地先から 同区西ノ京榎尾町17番地の3地先まで	告示の日
深草経40号線	伏見区深草大亀谷大山町76番地の1地先から 同町87番地地先まで	〃
深草緯126号線	伏見区深草大亀谷大山町88番地地先から 同町77番地地先まで	〃

(建設局道路部道路明示課)